

「重要技術領域検討ワーキンググループ」 運営規則（案）

2025 年 7 月 22 日  
総合科学技術・イノベーション会議  
基本計画専門調査会  
重要技術領域検討ワーキンググループ

（ワーキンググループの運営）

第 1 条 重要技術領域検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）の議事の手続その他WGの運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

（座長）

第 2 条 WGには座長を置く。  
2 座長は、WGの事務を掌理する。

（委員の出欠等）

第 3 条 WGに属する構成員がWGを欠席する場合は、代理人をWGに出席させ、又は他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。  
2 WGを欠席する構成員は、座長を通じて、当該WGに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第 4 条 WGは、構成員の過半数が出席しなければ、WGを開くことはできない。  
2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

（調査・検討事項）

第 5 条 WGは、第 7 期「科学技術・イノベーション基本計画」の策定に向けて、2030 年代を見据えて、我が国が戦略的に取り組むべき重要な技術領域及びそれに附帯する事項について、社会・経済上の影響等の観点を踏まえつつ、調査・検討等を行う。

（公開）

第 6 条 WGの会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定によりWGの会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容等の公表等)

第7条 座長は、WGにおける議事の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、WGの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は、座長が定める。